合併事務局だより

編集・発行：小林市・野尻町合併準備事務局

第　4　号

平成 21 年 8 月 1 日

●新市の組織機構改革のため、「部制」を導入します。

今回の合併にあたり、市民サービス向上のための効率的かつ効果的な組織として改革するため、新市の組織機構は、「部制」を導入します。「部制」導入については、小林市が行政改革大綱等に基づき、庁議・行政改革推進会議等で導入方針と組織機構図を決定、組織機構グループでそれを承認し、先般、組織機構図と関係例規等について、人事担当課から課長を通じて各課に説明しました。

「部制」を導入する目的としては、①市民が主役の市政となる組織(住民サービス向上を目指した市民に分かりやすい組織)、②市民との協働が図られる組織(民間活力の促進を図られる組織)、③経営感覚の醸成が図られる組織(部局経営方針の明確化、予算に関する権限委譲)、④政策を基本とした組織(政策を基本に目標を明確にし、総合計画の目的別に体系化された組織)、⑤変化に迅速に対応できるスピード感のある組織(権限委譲による意思決定の迅速化・庁内分権の推進)、⑥新たなニーズや課題に柔軟に対応できる組織(人事に関する権限委譲による弾力的な組織運営)、⑦現場実態を重視した組織(現場主義の徹底、常に市民のニーズや立場に立った政策・事務の実施)、⑧職員の意識改革が図られ、組織の総合力が向上する組織を目指す、ことなどが挙げられます。

また、**「部制」に期待される効果**としては、①権限委譲により、環境や需要の変化を踏まえた素早い意思決定・対応ができる、②権限と責任が明確になり、成果の向上に向けた意欲の喚起が期待できる、③市長の事業運営に関する負担が軽減され、より全体的・戦略的な事項に集中できる、④部局長の経営意識が高まり、職員のコスト意識や創意・工夫への意欲が向上する、⑤横断的な課題への対応の迅速化が図られる、⑥これまでの副市長権限（専決事項）の一部を部局長職に付与することにより、事務決裁のスピード化や迅速な住民対応が可能となり、部局内の課間調整がスムーズになる⑦庁議は、これまでの三役・教育長及び総務・財政・企画調整課長等による構成から、三役及び教育長、部局長等で構成し、すべての課を網羅することにより、より明確かつ高次の判断を下すことが可能となり、組織に対し横断的な周知が徹底される、⑧議会答弁では、部局長が総括的に対応することができ、より高次元の体系的な答弁が可能となる、⑨部局内の関連する事業を一括して運営することで、市民主体の事業展開が可能となり、施策形成時の課間の調整が容易となることで、市民により効果的なサービスの供給が可能となる、⑩行政窓口が部局の枠で総括されることになり、市民にとって分かりやすく、柔軟で迅速な窓口サービスの展開や複合的な窓口制度の導入も可能となる、⑪部局長のリーダーシップにより、部局内各課の事務事業の調整が強化される、⑫「部制」導入の前提として課の統廃合を行うことにより、課長の所掌事務の範囲が広がり広い視野からのリーダーシップの発揮が可能となる、⑬役職を多数の課長による横並びでなく縦型にすることにより、職員の目標が高まり職場の活性化を促進する、⑭部局内における事務量の季節変動を部局単位に権限付与することにより、部局内において吸収することが可能となる、⑮予算の枠配分を行うことにより、部局単位の事務事業の実施の優先順位等の選択と自己決定が可能となる、ことなどが挙げられます。

一方、**「部制」導入の課題**としては、①部局長の職務・権限は、これまで本市の行政組織にはなかったものであり、新たな職務・権限についての規定等が必要となる、②決裁権限については、課間の調整、事務の迅速化を図るなど部局長に裁量権を持たせるため、これまでの副市長または総務課長、財政課長相当の権限を付与する必要があり、部局長職の創設に伴い課長職の職務・権限についても見直す必要がある、③行政組織の大きな変動を伴うため、市議会の支援・協力や市民の理解を深めるための十分な周知・啓発が必要となる④管理職階層の新設や執務環境の変更を伴うため、制度や業務内容の変更について、全職員への徹底した研修が必要となる、⑤「部制」導入に伴い、財政・人事等に関する権限委譲の内容について検討し、条例・規則等の整備、電算システムの改修を行う必要があるため、その作業期間を十分に確保する必要がある、ことなどが考えられます。

このようなことを踏まえて、現在、組織機構グループを中心に、各課等の意見を拝聴しながら、合併準備作業を進めていますので、職員の皆さんの深いご理解とご協力をお願いします。